

令和5年11月1日（水）12時50分～

交通政策審議会海事分科会船員部会第2回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

**【前里労働環境対策室長】** それでは、定刻になりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料でございますが、まず「議事次第」が1枚、次に「委員名簿」が1枚、次に「配付資料一覧」が1枚。続きまして、資料1、「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」の公示文が1枚。最後に資料2、「漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況」が1枚。資料は以上でございます。資料不足等がございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をよろしくお願いいたします。

**【野川部会長】** それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について」、前回の部会以降、労使でそれぞれ精力的なお話し合いをなされたものと思いますが、まず、その結果について、どちらからでも結構ですのでご報告をお願いいたします。高橋委員。

**【高橋委員】** 第1回目の終わった後、労使で話し合いを持ちました。今日これから最終確認をしたいと思いますので、申し訳ございませんが、若干時間をいただければ幸いというように思います。以上です。

**【野川部会長】** 分かりました。船主側からは何か補足ございますか。

**【土屋委員】** いえ、ございません。

**【野川部会長】** よろしいですか。分かりました。基本的には大体合意の方向に向かっているということで、ここでお互い労使で確認をしたいということですね。そうするとやはり、お互い、我々のいない場で詰めてということになりましょうか。

そうしましたら、これからその場を設けて、そこでお話し合いいただきたいと思いますので、一旦この場をクローズしたいと存じます。それでは場を設けてございますので、そちらにお移りください。既に合意の方向にあるということですので、あまりお時間は必要ないとは思いますが、20分ぐらいのうちにはお帰りいただきたく存じます。では、よろしく願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、お話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。高橋委員。

【高橋委員】 どうもありがとうございました。これまでも労使の間で話し合いを続けてきて、今日、最終的に確認をさせていただきました。

今年につきましては、4,000円アップの20万3,300円をお願いをしたいと思います。

【野川部会長】 4,000円アップ。

【高橋委員】 はい。根拠は、大型イカ釣りが現在20万3,300円ということで、ここにまず今年は合わせておきたいということです。次年度以降は、状況に応じてということで、中央の最賃としては足並みをそろえさせていただきたいということでございます。以上です。

【野川部会長】 了解いたしました。それでは、労使の合意によって決まったこと、私としても大変喜ばしく思います。それでは読み上げます。

最低賃金の改正につきましては、4,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の19万9,300円を20万3,300円に改正することが適当であるとの結論とし、船員部に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございました。精力的なお話し合いに心より感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により、無事終了いたしました。厚くご礼を申し上げます。これで、漁業(かつお・まぐろ)最低賃金専門部会を終了いたします。ありがとうございました。

【高橋委員】 部会長、1点だけよろしいですか。

【野川部会長】 どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 事務局のほうにお願いをしておきたいのですが、現在、技能実習制度が大きく変わるということで、まだ最終決定は、結論は出ておりません。そうしますと、これがどのように改正になるか把握できませんが、最低賃金が導入をされていない漁業種、現在の呼び方でいう技能実習制度にどのような影響を及ぼすか、非常に懸念しております。

これまでは、在留許可証が技能実習生という形で入っていますけれども、どうも今現在出ている情報の中では労働者として入れるという案もありますので、そうした場合、最低賃金がどのように適用になるのか。それから、最低賃金が適用になっていない漁業種、これらに対する適用というのはどのようになるのか。労使も非常に懸念を持っている状況です。

そういう意味からいいますと、現在、最低賃金が設定になっていないと言われる漁業種について早急なる設定をお願いしたいと思いますので、議事が終わった後ですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。これはきちんとテイクノートしておきます。それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —